

## 山口市天然記念物山口ゲンジボタル保護活動事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、天然記念物山口ゲンジボタル（以下「ホタル」という。）保護活動事業の振興のために行う山口市天然記念物山口ゲンジボタル保護活動事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口市文化財保護事業補助金交付規則（平成17年山口市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、ホタル発生地として国の指定を受けている河川流域において活動し、かつ次の各号に定める各地域1団体とする。

- (1) 市内の小中学校内に飼育施設のある団体
- (2) 市の所有する公共施設内に飼育施設のある団体

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において実施するホタル発生地として国の指定を受けている河川流域のホタルの採取、飼育及び放流（採取時と同河川に限る。）に関する事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は前条に掲げる事業に必要な経費とし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 交際費、慶弔費
- (2) 補助対象者の恒常的な人件費
- (3) 補助対象事業の実施に直接必要でない備品等の取得費及び整備費
- (4) 懇親会費、打ち上げ代等の食糧費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が6万円以下の場合、補助対象経費の2分の1以内とし、6万円を超える場合は、3万円とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助対象事業の変更)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助対象事業の変更をしようとするときは、規則第2条に掲げる書類を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の場合において、補助金の交付決定額を変更する必要があると認めたときは、速やかに書面により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、規則第5条による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面で補助事業者に通知する。

(交付の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の請求するときは、前条の規定による補助金の額の確定後、当該年度末までに請求書を市長に提出しなければならない。ただし、規則第6条の規定により請求するときは、補助金の額の確定前に請求書を市長に提出できるものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

年度 収支予算・精算書

（収入の部）

項 目	金 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

（支出の部）

項 目	金 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

\*提出時に、予算・精算の該当の方を○で囲むこと。